

V 参 考

1. 動物虐待とは	40
2. 動物の福祉とは	40
● 5つの自由：	41
● 5つのニーズ：	41
● 5つの飼い主責任：	41
3. R. ロックウッド博士	
「アニマルホーダー（劣悪多頭飼育）」講演要旨	42
4. 犬-タフツ・アニマル・ケア&コンディション尺度(TACC)	46

1. 動物の虐待とは

積極的（意図的）虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う・行わせる	やらなければならない行為をやらない
<ul style="list-style-type: none">・ 殴る、蹴る、熱湯をかける、動物を闘わせる等、身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為・ 暴力を加える・ 心理的抑圧、恐怖を与える・ 酷使 など	<ul style="list-style-type: none">・ 健康管理をしないで放置・ 病気を放置・ 世話をしないで放置 など

動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される。

◎ 動物の苦痛：

- ・ 苦痛は広範な感情の不安な状態であり、痛み、不快、傷害、疾病、失調、極度の疲労、恐怖、社会的仲間の喪失、その他人間が気付いていない状態としても現れる。
- ・ 動物の苦痛をいうときに、今までは、一般的に肉体的な痛みしか取り上げられてこなかったが、今では精神的苦痛も重要視されている。

2. 動物の福祉とは

○ 福祉の定義：

肉体的・精神的に十分に健康で、幸福であり、環境にも調和していること。

○ 動物のニーズ：

人間以外の動物の一生の基本的ニーズ（生理的、環境的、心理的、社会的）は人間と共通しているが、飼育下あるいは人間によって制限された環境にいる動物たちは、これらのニーズを自身で満たすことができない。これらの状況において、人間は出来る限りその動物が苦痛を受けずに生活が出来るようにする義務がある。

○ 動物の福祉はそれぞれの動物の一生の基本的ニーズを満たすことである。

○ 動物の福祉は感情の問題ではなくて行動規範である。

● 5つの自由（5フリーダム）：

1 飢えと渇きからの自由

4 恐怖や抑圧からの自由

2 不快からの自由

3 痛み、負傷、病気からの自由

5 自然な行動をとる自由
(本来の習性を発揮する)

● 5つのニーズ：

1	適切な環境	温湿度、設備、用具など、動物にとって快適な生活環境を作る。
2	適切な食餌	健康維持のために適切な食餌と水を与える。
3	通常の行動パターンを表現すること	各動物の本能・習性に合った自然な行動が行えるようにする。
4	他の動物と一緒にもしくは隔離して生活すること	習性に応じて、群れあるいは単独で飼育する。
5	痛み、苦痛、外傷や疾病から守られること	ケガや病気から守り、病気の場合には十分な獣医療を施す。また、恐怖や精神的な苦痛（不安）を与えないようにする。

● 5つの飼い主責任：

- 1 きれいな水と適切な食餌を与えること。
- 2 個体に合った、快適な環境を与えること。
- 3 予防的獣医療と迅速な診断、治療を与えること。
- 4 同種その他の個体と適切な接触の機会を与えること。
- 5 避難スペースと人や動物との接触を避ける場所を与えること。

3. R. ロックウッド博士「アニマルホーダー（劣悪多頭飼育）」

～講演要旨～

米国では劣悪多頭飼育者のことを、**アニマルホーダーと呼ぶ。「ホーダー」はごみや物を捨てられずに集めてしまう精神的病理のある人に対して使われる専門用語であり、これが劣悪多頭飼育者に当てはめられ、アニマルホーダー（以下ホーダー）と呼ぶようになった。**

2004年の動物との共生を考える連絡会主催のセミナーにおいて、ランダル・ロックウッド博士（米国人道協会：HSUS）がホーダーについて講演された内容を以下のとおり紹介する。

◎ホーダーの定義

- ◎多数の動物を飼育している（何頭かは一概には言えない）。
- ◎動物に対し、最低限の栄養、衛生状態、獣医療が提供できない。
- ◎動物の状況悪化への対応ができない。
- ◎環境悪化に対応できない。
- ◎本人や同居人の健康や幸せにマイナス効果が生じていることに対応できない。

◎ホーダーの特質

ホーダーには、不妊・去勢する人が非常に少なく、自家繁殖で終りのない悪循環になる。犬も多いが猫の場合が一番ひどい。各個体に割ける時間が削られ、ほとんど動物病院に連れていけなくなる。中には、獣医師が多頭飼育を当局に報告すると思込み、数頭ずつ病院を分けて連れて行く人や数頭の特別な動物だけ連れていく人もいる。動物にはかなりストレスがかかる。

ホーダーは、大体2/3～3/4が女性で全体の2/3は未婚者。年齢は50～60代かそれ以上がほとんどであるが、その資質は20～30代から始まる。動物のケアができず、動物の苦しみが見えないのだから、教育レベルは高く、教師、看護師、獣医師など他者にサービスを提供する職業が以外と多い。

<ホーダーの3大特徴>

①動物のケアがそのひとの頭の中で大部分を占め、時間と収入を動物のためにほとんど使う。

②支える人が周囲にいる。親族に認めてくれる人がいたり、スタッフやボランティアがいる場合もある。ホーダーは行政から動物を引き取るなど、行政が支えていることもある。そして、世間一般が「動物を助けるいい人。問題犬も幸せに終生飼育される所」と理想的イメージを持ち、支える。

③自身の物理的な状況や環境等に意識を配ることは全くしない。また、動物収集に留まらず、周りに捨てられないものを沢山積む。

動物保護家とホーダーの大きな違いは、ホーダーは新しい飼い主探しをほとんどしないことである。例えば、「私しかこのコのケアのコツを知らない」など1頭1頭譲渡できない言い訳を作る。愛護団体や動物行政に対し疑心暗鬼になり、介入者は動物を取り上げ、全部安楽死したいに違いないなどと考え、愛護団体が手伝おうともうまく通じず、状況は改善しない。

ホーダーにとって、動物が生きていること以外関心がなく、病気に対して最小限の評価しかしない。そして、メディアや一般に「自分は動物のためにしている、動物なしには生きられない」と動物好きの顔を売り込む。

ホーダーは終生に亘り、監督、管理体制のもとに置かなければ、動物を取り上げてもほぼ全員が同じ事を繰り返す。

◎ホーダーの環境及び公衆衛生の問題

検証した49件のうち、77%以上が家の中が非常に散らかり不衛生であり、69.4%は人間の生活区の中に動物の排泄物が溜まっていた。59.3%は動物の死骸が家の中にあった。機能するトイレ、洗面所、台所、暖房の設備がなく、冷蔵庫が壊れていることは、様々なケースの共通点でもある。

糞尿が蓄積すると様々な感染症の温床になる。病気の動物や死骸が放置されるとさらに悪化し、ホーダーや周囲の人間が死に至ることもある。

動物の中だけで感染する病気はさらに深刻である。ほとんどの猫の劣悪多頭飼育では、白血病、猫エイズ、上部気道疾患が蔓延し、多くの猫は安楽死をせざるを得ない。犬は病気から回復する確率が猫より高いものの、行動問題を抱える場合が多い。

動物の排尿によりアンモニアが空気中に放出され、非常に毒性レベルの高い家もある。米国労働衛生基準委員会の労働現場におけるアンモニアの基準は、空気中の濃度が50ppmを超えてはならず、300ppmを超えると死に至るほど重大な障害に繋がる可能性があるとしている。

◎ホーダーの精神性

ホーダーを精神科の疾患に当てはめるなら、1つは強迫神経症(OCD)がある。OCD症例のうち約2割に収集癖があり、そこに動物も入る。OCDの精神状態は、手放すことは自分の一部を切り取ることで、手放した物は抹殺されるに等しいと考えている。OCD患者の約2/3が女性で、発症は20代後半～30代である。収集癖はOCD症状の一部として表れることがあるが、2つをイコールでは結べない。OCD患者は精神科に助けを求めるが、ホーダーは自分の問題に対する洞察力がなく、我々が助けるべき時にできない。

OCDもホーダーも、非常に多くの人が親・伴侶の死や離婚等の大きな喪失感から始まっている。

◎法的措置の現状

ホーダーを告発すれば、ホーダーが必要な物理的・心理的フォローが受けられ、仮に有罪判決に執行猶予がついても、その人を法の監視体制のもとに置ける。しかしながら、動物虐待防止法違反でホーダーを告発するのは難しい。精神的疾患のため問題が生じているのだが、それ自体がまだ定義されておらず、意図的に動物に苦痛を与えたという意識がない。また、裁判続行中の何か月もの間、数百頭もの動物をシェルターに抱えるという金銭的問題は、行政や地元の愛護団体が即告発を支持できない理由の一つでもある。さらに、正しい知識を持たない一般大衆が「動物を救おうとしただけではないか」と告発人を責め、裁判官自身もそう思いこむケースもあり、これらも裁判や告発を困難にする。

◎ホーダー問題の長期解決策

ホーダー問題を解決するためには、様々な関係団体や関係部署が関わる長期的ケアシステムが必要である。

様々な役所の連携強化により、動物虐待や人間の犯罪の問題に包括的な対応が出来る。ホーダーや繁殖場、農場、レジャー施設等での劣悪飼育に対する告発の場合、自然災害時の時と全く同じ対応が必要となる。自然災害発生時には、人間の避難に合わせ、その人たちの動物の避難施設や獣医師等の専門家を置く準備をどれくらいできるかを緊急検討するが、ホーダーの場合は、それらに加えて、犯罪としてどのように告発していくか、精神衛生の専門家をどこで介入させるかを考える。

◎改善のために作業部会を機能させる

まず作業部会を作り問題への対応を考える。人間と動物の健康と安全の確保を最大の関心事とする。そのために、作業部会は抜き打ち査察の権限も持つべきである。

●作業部会

- ・動物管理行政
- ・消防署や警察等（民衆の安全を確保）
- ・公衆衛生の担当者
- ・老人福祉局、福祉保険局（社会福祉サービス）
- ・住宅管理の担当者
- ・精神衛生の専門家
- ・裁判所
- ・動物の専門家および動物福祉の民間団体
- ・一般市民、ボランティア、その人の家族、友人の支援

●その人と動物の安全と福祉を守ることに関し、作業部会で最初にリスクを評価する。

リスク評価（例）

〈動物について〉

- ・死にそうな動物や今すぐ治療が必要な動物はいないか

〈人について〉

- ・人間は病院に入るべきか
- ・精神衛生の専門家は関わる状況か、どのような専門家が実際に入るか
- ・その人がその地域で住む、またはとりあえず職を確保するだけの緊急対策ができるか

〈住宅について〉

- ・そのまま人や動物がいられる家屋の状況か、人も動物も家屋から出さなければならないか
- ・家屋から出さなければならない場合、人と動物の行き先はどうするか

〈法的根拠について〉

- ・飼い主が積極的に動物の所有権を放棄するのか、しない場合動物の没収はできるのか、どの法律を使うのか
- ・その人が動物や財産を手元に置くのは不適格という判断が裁判所を通してできるのか
- また、もし不適格な場合、どんなサービスで人と動物のケアができるか

リスク評価後、誰がいつ何をするという対処の計画を作る。作業部会内でだれかがその調整をし、その後の評価もする。作業部会がどんな管理体制を引くか、またその作業分担も予め決めておく。様々な分野で努力が重複しないようにする。皆が自分の役割分担を果しながら、自分が見たことを報告し合う。

(例)

- ・ホーダーが数頭の動物を手元に置くことが許される場合、地元の愛護団体やボランティアが監視の一環として隔月で動物を見に行く。
- ・動物関係者が行かない月には、福祉相談員が行き、その人の生活が軌道に乗っているか相談にのる。
- ・福祉相談員が行き、子猫をまた拾っていた事実がわかれば、愛護団体に報告し、愛護団体が見に行く。愛護団体も確認したなら、新たな動物を入れたから裁判所命令で動物を没収させてほしいと裁判所に言うことができる。(告発への一歩)

作業部会はまだ極限の状態でないホーダーや予備軍に対しても早期に検討し、行動を起こす。

- ・相手にわかるように改善目標を設定し、時間制限の中でこれだけはしてくださいとアドバイスを継続して行う。
- ・その過程において、専門家が我々の作業部会にいるので助言や手伝いができることを相手に伝えていく。
- ・提示した改善命令に相手が従わないと何が起こるかを事前に相手に知らせる。また、それをしないと法律違反になり、作業部会がどんな対応をするか明確に理解させる。
- ・これだけの監視体制が敷かれ、命令が下がっているという新たな認識を相手に持たせ、状況悪化の抑止効果を発揮する。

〈資料〉動物虐待防止法違反で告発された56件のデータより

- ・ホーダーのほとんどが50歳代女性
- ・動物の種類は大半が犬猫
- ・ホーダーの数 1人－64.3%
夫婦－約32%
- ・大半は軽犯罪として対応（実刑判決は下らず、罰金が千ドル以内）
- ・以前にも動物虐待で告発された経歴あり－39%
- ・心理的な評価を裁判前に行うという命令が下った－26%
- ・裁判後に心理鑑定を行うという命令が下った－18.6%
- ・無罪を主張－約30%
- ・動物虐待防止法違反で有罪判決が下った－48.2%（うち約半数が動物の死骸が目につくところにあった）
- ・動物虐待防止法以外の法律違反－約75%は有罪判決
- ・実刑判決－40.5%（ほぼ全部が執行猶予付きの6ヶ月以下の懲役）
- ・6ヶ月～10年間の監視体制に置かれた－38%（これが一番望ましい）
- ・一定期間の社会奉仕活動を裁判所命令として下された－9.3%（シェルター等での奉仕はむしろホーダーの意識をさらに悪化させる）

4. 犬・タフツ・アニマル・ケア&コンディション尺度(TACC)

*パトロネック, GJ: A manual to aid veterinarians in preventing, recognizing and verifying abuse. AHA, 1997 参照。

①身体的状態の尺度 ②気候における安全性の尺度 ③環境状態の尺度 ④身体的なケアの尺度

これら4つの得点(スコア)をベースにネグレクトのリスクを評価する。

①身体的状態の尺度

(長毛種においては、要触診。状態は、各犬種の通常の身体的状態と照らし合わせた上で解釈すべきである。)

●やせ衰え、やつれている状態

- ・一見ただけで、骨が突出した状態がわかる。
- ・身体に脂肪がついていることが認められない。
- ・筋肉の質量が激減していることが明らかに認められる。
- ・著しい腹部のくびれと砂時計型の身体。

5



●著しく標準体重を下回っている状態

- ・肋骨、腰椎、骨盤が見ただけで容易に確認できる。
- ・触って確認できる脂肪がない。
- ・多少の筋肉の質量の減少。
- ・目立った腹部のくびれと胸まで続いている砂時計型の身体。

4



●やせている状態

- ・腰椎の表面が目で確認でき、骨盤が目立ち始めている。
- ・肋骨は、容易に触って確認できる、もしくは触れずに見るだけで確認できる。触っただけでは脂肪がついていることは確認できない。
- ・胸と腹部がくびれているのが明らかである。
- ・筋肉の質量のわずかな減少。

3



●標準以下の体重でやや、やせている状態

- ・最小限の皮下脂肪。肋骨には容易に触れることができる。
- ・腹部のくびれが確認できる。
- ・ウエストが上から見たときに、しっかりと確認できる。
- ・筋肉の減少はない。
- ・猟犬のような身体が細い犬種においては標準的な体形。

2



●理想的な状態

- ・余分な皮下脂肪はついていなく、肋骨に触れられる。
- ・側面から見た時に、腹部が少しくびれている。
- ・上からみると、肋骨の後部にウエストが確認できる。

1



②気候における安全性の尺度（犬のサイズにあわせ、斜めの線からのスコアを当てはめる）

● 暖かい、もしくは暑い時

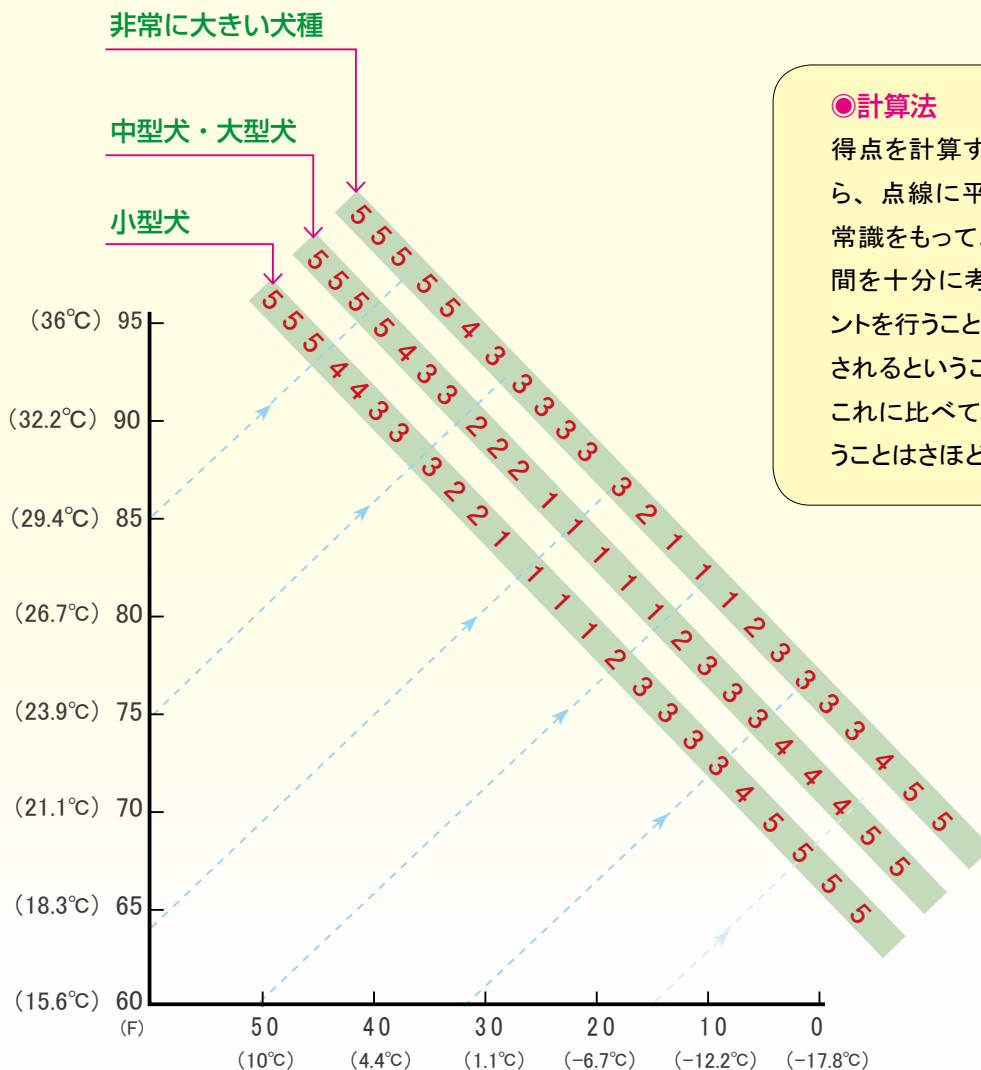
- ・水が飲める状態であれば、1点引く
- ・犬が日陰にいて、直射日光から守られている状態であれば、1点引く
- ・犬が短頭症であれば、1点足す
- ・犬が肥満状態であれば、1点足す

● 涼しい、もしくは寒い場合

- ・小型犬であれば、1点足す
- ・雨・みぞれに犬がさらされている状態であれば、2点足す
- ・北国の犬種、もしくは毛深い犬種であれば、1点引く
- ・適切な犬小屋と寝床があれば、1点引く
- ・寒い気候に順応した犬である場合、1点引く

● 全ての気候において

- ・犬が月齢六ヶ月以下の場合、もしくは高齢犬の場合、1点足す



● 計算法

得点を計算するには、現在の気温の位置から、点線に平行した線を引き点数を定める。常識をもって、犬がその気温にさらされた時間を十分に考慮した上で、リスク・アセスメントを行うこと。例えば、短時間で高温にさらされるということは、命に関わりかねないが、これに比べて、同じ時間寒さにさらされるということはさほど危険ではない。

軸に記してある数値は、華氏 (F°) で、犬がさらされている温度をあらわしている。

③環境状態の尺度

5

劣悪な状態

糞尿が何日間・何週間分もたまっている。呼吸が困難になるような悪臭。大量のごみがある状態。リラックスした姿勢で休むことや、通常の姿勢を保つことを妨げている、もしくは動物の身に危険が及ぶような状態、あるいは、これら全ての状態を満たしている。動物が糞尿、泥、よどんだ水との接触を回避することが困難、もしくは不可能な状態。餌と飲み水は汚染されている。

4

非常に不衛生な状態

糞尿が何日間分もたまっている。動物が、糞尿との接触を回避するのは困難な状態。リラックスした姿勢で休める状態、もしくは動物の動きを妨げるぐらいのごみの量がある。とがったものやガラスにより、動物が傷つく可能性がある。呼吸することが不愉快であるぐらいの悪臭。水溜りや泥を回避することが困難な状態。

3

不衛生な状態

何日間分かの糞尿がたまっている状態。動物が糞尿との接触を回避できる状態。においは多少気になる状態。ごみはあるが、それが、動物がリラックスした状態で休んだり、動物の通常の姿勢を妨げることはない。

2

最低基準ぎりぎりの状態

①の許容できる衛生状態より多少不衛生であるかもしれないが、ほぼ同じ状態。1～2日分以下の糞尿がたまっている状態。多少散らかっている。

1

許容できる衛生状態

乾燥していて、糞尿の無い環境。餌と飲み水は汚染されていない。リラックスした姿勢で休むこと、通常の姿勢を保つこと、動物の動きを妨げない環境であり、犬に害を及ぼすようなものが環境に存在しない状態。

「環境」とは、犬舎、サークル、庭、ケージ、納屋、部屋、縛り付けられている場所など、動物が大半の時間を過ごす場所のことである。犬を特定のカテゴリに分類するには、上記の全ての状態を確認できなくてもよい。

④身体的ケアの尺度

5

劣悪な状態

毛玉と汚れで著しく不衛生で、それにより、通常の動作や視界が妨げられている状態。会陰部に糞尿がたまり、それによりただれている状態。毛が一枚のマットのようにつながっている。毛を完全に切ってしまう限り、グルーミングのできない状態で、毛玉の中にごみが引っかかっている状態。爪は伸びすぎにより曲がっており、肉球を傷つけている可能性もある。こうなった場合、足が正常な位置におさまらず、歩行が困難、もしくは苦痛を伴うことになる。首輪やチェーンをつけている場合、首に食い込んでいる可能性もある。

4

不健康な状態

毛玉がたくさんあり、くしやブラシでからみ合った毛を元に戻すことは不可能な状態。毛玉の中にごみが引っかかっている場合もある。毛をかなり切らないと、毛玉を排除できない状態。長く伸びた爪により、足が正常な位置におさまらず、通常の歩行の妨げになる可能性もある。糞尿により、会陰部がただれている可能性もある。首輪やチェーンをつけている場合、それはきつく、皮膚がすれている可能性がある。

3

ボーダーラインの状態

毛玉はたくさんあるが、毛を完全に切らなくてもグルーミング可能な状態。会陰部に糞尿がたまることはなく、それによるただれもない。爪はしばらく切られていない状態にあり、それにより犬の歩行が影響される場合がある。首輪やチェーンをつけている場合、少しくつめで、首の毛をすり減らしている可能性がある。

2

世話を多少怠った状態

毛は多少汚く、少し毛玉もあるが、すぐにもとに戻せる状態。ブラシやくしによりグルーミングができる状態。爪も切る必要がある。首輪やチェーンをつけている場合、その長さはちょうど良い状態。

1

適切な状態

清潔で、毛もその犬種に適した長さであり、ブラシやくしがすっと通る状態。爪は、床に触れない、もしくは床すれすれの長さ。首輪やチェーンをつけている場合、その長さはちょうど良い状態。



犬を特定の категорияに分類するに当たって、上記のリストに記載されている全ての状態に当てはまらなくてもよい。尺度の使用者がどの категорияに犬が最も当てはまるかを考慮すべきである。この尺度は、獣医療の必要な状態（骨折など）におけるアセスメントを行うためのものではなく、こういった場合、TACCの結果が必要なアセスメントの妨げになってはならない。

各尺度からの、TACCの得点の解釈

TACC の得点のアセスメントは、①身体的状態②気候における安全性③環境状態④身体的なケアのいずれかにおける得点（スコア）をベースにして行われる。多数

の尺度を用いた場合、最も高得点を記録した尺度の点数を用いてネグレクトのリスクを評価すべきである。多数の尺度における高得点は、一つの尺度でのみ高得点を記録した場合と比較して、より深刻なネグレクトのリスク、非人道的な扱いが存在する可能性を示している。

スコア	身体的状態、身体的ケア、及び環境状態の尺度	気候の状態の尺度
5 以上	著しいネグレクトと非人道的な扱い。動物を保護するべく積極的に動かねばならない、危機的状況。	生命にかかわるリスクが存在する。リスクを軽減するために、すぐさま介入が必要な状態（飲み水や寝床の確保）。
4	重度のネグレクトか非人道的な扱い（もしくは両方）の痕跡が明らかにある。（ただし、動物の状況に関しては、獣医学的な理由がある場合を除く。）早急な改善が必要な状況。	危険な状態になりつつある。リスクを軽減するため、早急な介入が必要（飲み水、日陰、寝床の確保、もしくは室内飼いにする）。飼い主に対して、リスクの警告を行い、必要な環境について説明する。
3	ネグレクトの指標が存在する。時宜にかなったアセスメント、改善か、状況のモニタリング（もしくはこの全て）が必要な状況。	犬種、時間帯、外飼いであるか否かにより、危険につながる可能性がある状況。飼い主に対して、リスクと必要な環境について啓発する。
2	世話を多少怠っているか、何らかの理由で動物にとって居心地の悪い状況。適切に評価し、飼い主と注意点について話し合う。必要であれば、飼育方法の改善について助言を行う。	リスクは低いですが、状況进行评估し、必要であれば、注意点や適切な環境に必要な点について、飼い主と話し合う。
1 以下	尺度をベースとした結果においては、ネグレクトが行われている痕跡はない。	リスク要因はない。

注意点

TACC の得点は、ネグレクトの存在する可能性を評価するため、通報された動物虐待のケースに関する調査の優先順位を定めるため、そして調査機関がケースの内容をまとめるために用いるべき単純なスクリーニングツールである。TACC の得点は、獣医師や法的機関によるアセスメントの代用として用いられるべきではない。TACC の得点が低くても、虐待やネグレクトと判断される可能性があり、動物や環境の詳細な観察により獣医療が必要であると判断されることもあることを、常に念頭においておくこと。